

# いしかわ子ども総合条例の概要 ~H19.3 制定~

## 基本的事項(第1章)

### 前文(条例制定の趣旨・背景等)

- 子どもは、自ら伸びていく力を持っている。そして、その力は、様々な多くの人との関わりの中でこそはぐくまれるものである。
- しかし、近年、都市化や核家族化に伴って人間関係が希薄化し、家庭の内においても、また家庭の外においても、子どもに関わる人の手が少なくなった。
- 石川の次代を担う子どもが自由闊達に活動し、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を願うとき、県民が今取り組むべきことは、子どもを通じた新たな社会のつながりを構築していくことである。

### 目的

子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### 定義

- 子ども 18歳未満の者
- 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者
- 青少年 乳幼児以外の子ども
- 若者 18歳以上おおむね35歳未満の者
- 保護者 親権者、未成年後見人その他の者に現に子どもを保護監督するもの

### 基本理念

- 子どもの基本的人権の確保：何人も、常に子どもの基本的人権が確保されるよう努める。
- 子どもの最善の利益の考慮：何人も、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮する。

### 各主体の責務

- 県民：子どもの成長及び子育てを相互に協力し支援するよう努める。
- 保護者：深い愛情をもって子どもを健やかに育てなければならない。
- 青少年・若者：向上発展の意欲を持ち自立した大人に成長するよう努める。
- 県：子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- 事業主：仕事と家庭生活の調和を図ることができる雇用環境の整備に努める。

## 個別具体的事項

### 施策の体系

#### 1. 子どもの健全な育成（第2章）

- ①乳幼児の出生・発達の保障 ②青少年の健全な育成・健全育成を阻害する行為の規制

#### 2. 若者の自立に向けた支援（第3章）

#### 3. 若者の結婚に向けた支援（第3章の2）

#### 4. 子育て支援（第4章）

- ①地域社会全体による子育て支援 ②子育てをする雇用労働者への配慮

#### 5. 食育の推進（第5章）

#### 6. 子どもの権利擁護（第6章）

#### 7. 石川県子ども政策審議会（第7章）

## 前文(条例制定の趣旨・背景等)

- 子どもは、自ら伸びていく力を持っている。そして、その力は、様々な多くの人との関わりの中でこそはぐくまれるものである。
- かつて、子どもには血縁や地縁によって多くの人に関わりを持ち、そのことが子どもの健全な心身を養い、自立した大人に成長することを支えていた。
- しかし、近年、都市化や核家族化に伴って人間関係が希薄化し、家庭の内においても、また家庭の外においても、子どもに関わる人の手が少なくなった。
- そのため、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身に付けることができないまま成長し、家庭、学校、地域など様々な社会の中で疎外感を覚え、自己の存在を過小評価するなど、子どもの心身の健やかな成長を阻害する状況が見られるようになった。
- そして、同様の現象は、次代の親となる若者、さらには子どもを養育する親にまでひろがっている。いじめ、ひきこもり、ニート、虐待などの社会問題は、いずれもこうした地域社会における人間関係の希薄化と密接に関係している。
- このような現状を危機ととらえ、石川の次代を担う子どもが自由闊達に活動し、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を願うとき、新しい時代を生きる私たち石川県民が今取り組むべきことは、かつて子どもに当たり前のように向けられていた多くの人の手を社会全体の努力によって取り戻し、子どもを通じた新たな社会のつながりを構築していくことである。
- ここに、石川県民が力を合わせ、将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川を創造するため、この条例を制定する。

## 目的(第1条)

1. 子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、そして安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりについて、基本理念を定める。
2. 乳幼児の出生・発達の保障、青少年の健全な育成、若者の自立に向けた支援、若者の結婚に向けた支援、地域社会全体による子育て支援、子育てをする雇用労働者への配慮、食育の推進、子どもの権利擁護に関し、必要な事項を定める。

子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

## 定義(第2条)

|            |   |
|------------|---|
| <b>子ども</b> | 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）                   |
| <b>乳幼児</b> | 小学校就学の始期に達するまでの者                                    |
| <b>青少年</b> | 乳幼児以外の子ども   |
| <b>若者</b>  | 18歳以上おおむね35歳未満の者（18歳未満の者で婚姻により成年に達したものとみなされるものを含む。） |
| <b>保護者</b> | 親権者、未成年後見人その他の者で現に子どもを保護監督するもの                      |

## 基本理念(第4条、第5条)

### 子どもの基本的人権の確保

- 何人も、子どもはその一人一人が個人として尊重され、法の下に平等であり、並びに思想、信教、表現及び学問の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利その他の日本国憲法で保障された基本的人権を有することを認識するとともに、子どもは社会的に弱い立場にあり、その基本的人権が不当に侵害されやすいことに鑑み、常に子どもの基本的人権が確保されるよう努めなければならない。

### 子どもの最善の利益の考慮等

- 何人も、子どもの基本的人権を確保するための措置を講ずるときは、子どもの発達段階に留意しつつ、子ども自身にとって最善の利益となる方法を考慮して行わなければならない。
- この場合において、子どもが自らの意見を形成する能力を有するときは、その意見を表明する機会を確保するとともに、その意見は、子どもの年齢等に応じて適切に考慮されるものとする。

## 各主体の責務等(第6条～第11条)

### 県民

- 県民は、子どもは様々な多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、子どもの成長及び子育てに関心を持ち、子どもに関わるすべての者が相互に協力して、これらを支援するよう努めるものとする。
- 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、自ら規範意識を高め、子どもの健全な育成に望ましい社会環境の構築に努めるものとする。
- 県民は、子どもの成長及び子育てを支援するに当たっては、教育、福祉、保健、医療、労働その他の子どもに関する施策に関係する分野において、相互に連携するよう努めるものとする。

### 保護者

- 保護者は、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てなければならない。
- 保護者は、子育てに関して悩み、不安等があるときは、一人で抱えることなく身近にいる者に打ち明け、相談するよう努めるとともに、子どもは様々な多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、地域において子育てを支援する民間活動に参加し、並びに子どもに関する専門的知識及び経験を有する機関等にできる限り早期に援助を求めるよう努めるものとする。

### 青少年・若者

- 青少年及び若者は、生命を尊び、公共の精神に基づき自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、自立した大人に成長するよう努めるものとする。

### 県

- 県は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。
- 県は、子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画を策定するとともに、同計画に基づく措置の実施の状況を公表するものとする。
- 県は、子どもに関する施策を推進するときは、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識の下、県民が家庭その他の場において、子育ての意義についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感することができるように配慮して行うものとする。
- 県は、子どもに関する施策を推進するため、県、市町、県民、事業主、関係団体等の相互の協力が確保されるよう、体制を整備するものとする。
- 県は、子どもに関する施策を推進するに当たっては、教育、福祉、保健、医療、労働その他の分野において子どもに関する施策に関係する機関又は民間団体が相互に連携して取り組むよう、支援するものとする。
- 県は、県民に対して、国、県、市町、関係団体等が実施する子どもに関する施策を効果的に周知するものとする。

### 事業主

- 事業主は、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）を図ることができるよう、雇用環境の整備に取り組むとともに、県が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 市町の協力

- 県は、市町に対して、県、県民及び事業主と協働して子どもに関する施策を推進するよう協力を求めることができる。

## 結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援

(第11条の2)

### 基本的考え方

- 家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、若者が希望する結婚をし、安心して子どもを生み、育てることができるよう、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援をする。

# 子どもの健全な育成 ①乳幼児の出生・発達の保障

(第12条、第19条～第29条)

## 基本的考え方

- 乳幼児に対して、その保護者とともに健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を与え、様々な多くの人との関わりを持たせることにより、乳幼児の心身の健全な発達を図る。
- 妊産婦及び乳幼児を養育する保護者に対して、安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備する。

## 具体的施策

- ◇妊娠初期から出産、育児に至る一貫した医療・母子保健の充実
  - ・妊産婦や乳幼児に対する医療や健康管理体制の整備
  - ・総合母子医療センターの指定
  - ・子どもの疾病の早期発見体制の整備
  - ・子どもの障害等に対する支援
  - ・子どもの事故予防のための啓発活動の推進
  - ・妊娠、出産等に関する情報の提供
  - ・不妊等に関する相談体制の整備
- ◇子どもの医療体制の整備
  - ・小児救急電話相談体制の整備
  - ・乳幼児の疾病の予防や対応に関する情報の提供
- ◇乳幼児の発達の保障
  - ・乳幼児登録園の指定 ※マイ保育園登録事業
  - ・在宅育児支援調整員の設置 ※子育て支援総合アドバイザー
  - ・在宅育児支援専門員の設置 ※子育て支援コーディネーター
  - ・乳幼児発達支援計画の作成 ※子育て支援プラン（介護保険のケアプランの育児版）
  - ・幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校との連携

# 子どもの健全な育成 ②青少年の健全な育成・健全育成を阻害する行為の規制

(第13条、第30条～第59条、第92条～第99条)

## 基本的考え方

- 青少年が将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け、体力の向上を図り、及び健康な心身を形成することができるよう、地域における教育環境を整備する。
- 青少年が豊かな情操と人間性をはぐくみ、自分らしさを確立することができるよう、スポーツ活動、文化芸術活動、読書活動、国際交流活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を確保する。
- 青少年が社会規範、連帯感その他の社会性及び道徳心を身に付けることができるよう、福祉活動、環境活動等のボランティア活動、伝統行事等の地域活動、青年団活動その他の社会参加活動の機会を確保する。
- 青少年が安全で安心して生活ができるよう、石川県防犯まちづくり条例に基づき、地域社会全体で青少年を犯罪の被害から守るための環境を整備する。

## 具体的施策

- ◇多様な相談支援体制の整備
  - ・ いじめや虐待など家庭、学校等における様々な人間関係に起因する悩みの相談
  - ・ いじめを受ける者又はする者など青少年のそれぞれの事情に応じた相談
- ◇青少年の多様な活動の推進
  - ・ 放課後等における活動場所の確保
  - ・ 子ども交流センター業務の実施
  - ・ 優良図書等に推奨
- ◇青少年指導者の養成と確保
  - ・ 青少年育成推進指導員の委嘱等
- ◇青少年に良好な環境づくりの推進
  - ・ 有害環境の浄化活動の推進
  - ・ 非行防止活動の推進
  - ・ 携帯電話の利用制限等 ※小中学生の所持規制
  - ・ インターネットの適正な利用環境の整備
  - ・ 携帯電話のフィルタリングサービス利用の徹底

## ◇青少年の健全育成を阻害する行為の規制

※旧青少年健全育成条例の規定を統合（改正点は平成19年7月1日施行）

### 1 有害な興行・図書等・がん具等・広告物に関する規制

《改正点》

- 興行・図書等の有害指定方法の改正（団体指定方式の追加導入）

知事があらかじめ指定した業界自主規制団体（映画・ビデオ・ゲーム等）が審査し青少年に有害なものとしたものは、有害興行・図書等とする。

- 書店等における有害図書等の個別包装の義務づけ（※）

### 2 有害図書等の自動販売機への収納に関する規制

《改正点》

- 自動販売機の定義を明文化

遠隔監視システム付自動販売機が条例の規制対象であることを明確化

### 3 青少年に対する有害行為の規制

《改正点》

- 青少年からの古物の買受け規制の改正（古書籍等を規制対象とする）（※）
- 青少年からの着用済み下着の買受け等の禁止（※）
- 青少年に対する風俗営業等への勧誘行為の禁止（※）

（※）を付した事項に違反した者は30万円以下の罰金



## 若者の自立に向けた支援(第14条、第60条～第68条)

### 基本的考え方

- 青少年が人間性の豊かな社会人として自己を確立し、及び自立した家庭生活を営むことができるよう、社会経済の仕組み、地域産業、国際情勢等に対する関心を高め、就労意識を醸成するよう支援する。
- 若者が就労に関する専門的な知識及び実践的な職業能力を身に付け、並びに自己の能力及び個性に応じた職業を選択することができるよう支援する。
- 青少年又は若者が次代の親として成長していくことができるよう、乳幼児の子育て体験、年長者との協働体験その他の異年齢の者との交流の機会を確保する。

### 具体的施策

- ◇青少年の就労意識の醸成等
  - ・中高校生の職場見学、就業体験
  - ・乳幼児と触れあう機会の確保
- ◇若者の就労支援
  - ・若者しごと情報館の運営
  - ・ニート等に対する就労等の支援
  - ・障害等を有する若者に対する就労支援
- ◇児童福祉施設入所児童等の社会的自立に対する支援
  - ・入所施設運営者等による自立計画の策定
  - ・就学、就労、住宅の賃貸に対する知事の身元保証
  - ・学費の減免
- ◇奨学金の貸与

## 若者の結婚に向けた支援(第14条の2、第68条の2～第68条の5)

### 基本的考え方

- 結婚を希望する若者が、自らの希望を実現することができるよう、必要な施策を推進する。

### 具体的施策

#### ◇若者の結婚に向けた支援

- ・ 結婚に向けた支援を推進する体制の整備
- ・ 結婚支援に関する情報の共有
- ・ 出会い、結婚等に関する相談体制の整備、情報提供、助言
- ・ 出会いの機会の提供、出会いの場等の情報の提供
- ・ 結婚、子育て等の意義を考える機会の提供

# 子育て支援 ①地域社会全体による子育て支援、②子育てをする雇用労働者への配慮 (第15条、第16条、第69条～第75条)

## 基本的考え方

- 家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、子どもを養育する保護者に対して、子どもを安心して生み、育てることができるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境を整備する。
- 事業主がその雇用する労働者に対して、ワークライフバランスを図るための雇用環境の整備に自主的に取り組むよう必要な施策を推進する。

## 具体的施策

### ◇地域社会全体による子育て支援の気運の醸成

- ・ 県民育児の日（毎月19日）の制定、普及
- ・ 地域子育て支援計画の認定、公表
- ・ 企業等の子育て支援に対する取組みの推進 ※プレミアム・パスポート事業

### ◇仕事と家庭生活の調和がとれた働き方の実現

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の上乗せ
- ・ ワークライフバランス企業の登録、公表
- ・ 母子家庭等の自立に対する支援

(一般事業主行動計画の策定義務の上乗せ)

#### 【策 定】

- ・ 従業員100人～300人 平成20年4月～義務化
- ・ 従業員 50人～ 99人 平成23年4月～積極的努力義務化  
平成25年4月～義務化

#### 【公 表】

- ・ 従業員100人～300人 平成22年4月～義務化
- ・ 従業員 50人～ 99人 平成23年4月～積極的努力義務化  
平成25年4月～義務化

#### 【内容の充実】

・ 行動計画を策定するにあたっては、次の6分野のうち最低3つ以上の分野で取り組みを行う（努力義務）

- ① 休業、休暇 (育児休業、子どもの看護休暇、年次有給休暇など)
- ② 労働時間・場所 (ノ一残業デイ、短時間勤務、在宅勤務など)
- ③ 経済的援助 (出産祝金、保育費用の補助など)
- ④ 保育施設 (事業所内託児施設、託児室・授乳コーナーなど)
- ⑤ 情報提供、相談 (社内報、イントラネット、研修など)
- ⑥ 雇用環境の整備以外 (子どもの職場見学、インターンシップなど)

## 食育の推進(第17条、第76条、第77条)

### 基本的考え方

- 子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育を推進する。

### 具体的施策

- ◇石川県食育推進計画の策定
  - ・食育基本法に規定する食育の推進に関する施策についての計画
  - ・県民及び事業者その他の団体の相互連携による食育の推進
- ◇地域における食育の推進
  - ・地域版食育推進計画の認定、公表
  - ・子ども食育応援団の認定

## 子どもの権利擁護(第18条、第78条～第83条)

### 基本的考え方

- 子どもに対する虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。
- 保護者から適切な監護を受けることができない子ども及び保護者のいない子どもに対して、その基本的人権を確保するとともに、社会への自立に向けた支援を行う。

### 具体的施策

#### ◇子どもに対する虐待の未然防止・早期発見・早期対応

- ・子育てに関する情報の提供や相談体制の整備
- ・関係機関が早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための「早期発見対応指針」の策定
- ・子ども虐待対策協力病院の指定

#### ◇虐待を受けた子どもの保護・支援

- ・関係機関が、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じ、適切な保護及び支援を行うための「保護支援指針」の策定
- ・要保護児童対策地域協議会の設置

#### ◇児童養護施設等の入所児童の権利擁護

- ・入所児童が家庭的な生活を過ごすための生活の質の確保に関する指針を策定
- ・権利擁護委員の施設への派遣

## 石川県子ども政策審議会(第84条～第89条)

### 設置目的

- 知事の附属機関として、子どもに関する施策について調査審議する。

### 所掌事務

- ◇公聴会の開催  
毎年少なくとも1回開催し、青少年を含めた県民から意見を聴く。
- ◇県行動計画の実施状況を県から聴取
- ◇公聴会や県行動計画の実施状況の聴取を踏まえ、子ども施策に関する意見書を作成し、知事に提出・公表
- ◇知事からの諮問事項の調査審議
- ◇子ども施策に関する施策の策定・実施に関する重要事項について知事に意見を具申

※旧「青少年健全育成審議会」と旧「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を統合

# 附則

## ○施行日

平成19年4月1日（平成19年石川県条例第65号）

※平成19年7月1日施行

- ・青少年の健全育成を阻害する行為の規制に係る改正の規定

※平成20年4月1日施行

- ・在宅育児支援専門員の設置や乳幼児発達支援計画の作成等に係る規定
- ・子ども交流センター業務に係る規定
- ・一般事業主行動計画の策定義務の上乗せに係る規定

## ○条例の見直し

条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

## ○条例の改正

◇平成21年4月1日施行（平成20年石川県条例第17号）

- ・社会的養護に係る規定（小規模住居型児童養育事業の追加）
- ・ワークライフバランス推進に係る規定（一般事業主行動計画の内容充実の追加）

※平成22年4月1日施行

- ・ワークライフバランス推進に係る規定（一般事業主行動計画の公表を100人以上300人以下の企業に義務化）

※平成23年4月1日施行

- ・ワークライフバランス推進に係る規定（一般事業主行動計画の策定・公表を50人以上100人以下の企業に義務化。ただし、平成25年3月31日までの間、50人以上99人以下の企業については、経過措置により積極的努力義務）

◇平成21年1月1日施行（平成20年石川県条例第34号）

- ・携帯電話のフィルタリングサービス利用の徹底に係る規定

◇平成21年1月1日施行（平成20年石川県条例第35号）※議員提案

- ・携帯電話の利用規制等に係る規定

◇平成27年3月23日施行（平成27年石川県条例第17号）

- ・結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援に係る規定
- ・在宅育児支援調整員に係る規定
- ・若者の結婚に向けた支援に係る規定
- ・子ども政策審議会の委員定数の変更に係る規定